

勤務医のための 保険医協会ガイド 2021

保険で良い医療をめざして

保険医の生活と権利を守り国民医療の向上をめざします

- 全国の勤務医、女性医師・歯科医師のみなさんへ
働く環境の改善を求めましょう
- 各種共済制度での安心
休業保障制度、保険医年金

保険医の生活と 権利を守り、 国民医療の 向上をめざします

全国51団体 会員数約10万7千人 うち約2万人が勤務医です

戦後まもなく、誰もが安心して医療をうけられる医療制度を実現させるため、医師たちの自主的な活動が各地で広がりました。

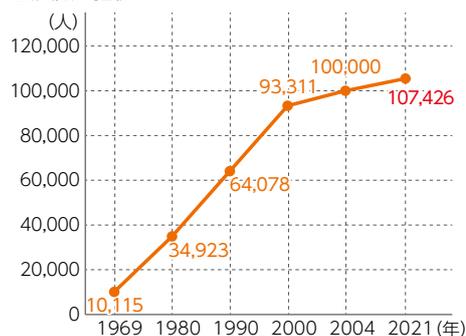
「保険医の経営、生活ならびに権利を守ること」「保険で良い医療の充実・改善を通じて国民医療を守ること」を目的に、各地に保険医協会・保険医会が設立され、1969年1月には全国保険医団体連合会（略称：保団連）が結成され、2019年1月に創立50周年を迎えました。

保団連結成当時は、6団体1万人の会員でしたが、現在では全国51団体約10万7千人、うち2万人以上の勤務医が加入する団体に大きく発展しています。また、医科・歯科一体となって活動をしていることも大きな特長です。

会員数の推移

1969年	10,115人
1980年	34,923人
1990年	64,078人
2000年	93,311人
2004年	10万人に到達
2021年	医科 65,043人（うち勤務医15,121人） 歯科 42,383人（うち勤務医 5,603人）

会員数の推移





ごあいさつ

ご入会を心からお勧めします



全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

いま、政府は「全世代型社会保障」の名のもとに、あらゆる世代の負担を増やし、給付を抑制する施策を推進し、生活基盤を支える社会保障制度をつぎつぎと後退させようとしています。貧困と格差を解消するためには、社会保障制度によって所得再分配機能を十全に発揮できる状況を築き上げることが必要であり、政府が真っ先に追求すべきだと、今回のコロナ禍で明らかになりました。国民の生活不安や格差と貧困を是正させるためにも、今こそ、社会保障を充実させる大きな運動が必要です。

私たち医師・歯科医師は、これまでも国民のいのちと健康を守る立場から、待合室から「みんなでストップ! 負担増」運動に取り組み、医療改善の声をあげてきました。

政府は、4回連続で診療報酬のマイナス改定を決定しました。こうしたもつで医療経営を守り、支える必要から、診療報酬の大幅な引き上げと患者負担の大幅な軽減を求め運動にも積極的に取り組んでいます。

保険医協会・保険医会と保団連は、こうした運動と

ともに、会員各位から寄せられる日々の保険請求事務等の照会をはじめ、保険医の権利を守るため、厚労省、厚生局等への要請、懇談や国会議員への要請などを通じて審査、指導、監査、適時調査などの改善にも取り組んでいます。

医業経営や税務対策、労務管理など、会員各位が必要とするさまざまな分野の要望にお応えする各種研修会や相談会を開催。資料作成、情報発信等のほか、日常診療に役立つ研究会や会員同士の親睦会、文化行事や、病気やケガで休業せざるを得なくなった場合の休業保障制度や、将来の生活設計に役立つ保険医年金制度、万が一の場合への備えとしてのグループ保険など各種共済制度を用意して会員各位の不安解消をお手伝いします。

保険医協会・保険医会と保団連は、先生方の医師、歯科医師として地域医療に貢献される思いにさまざまな形でサポートし、お役に立ちたいと願っております。

この機会にご入会されることを心よりお勧めします。

会員向けの新聞・月刊誌

▶▶ 全国保険医新聞

月3回発行 会員は無料



▶▶ 月刊保団連

月1回発行 会員は無料



保団連女性部の活動

全国の女性医師・歯科医師のみなさん



医師・歯科医師の働く環境改善を求めましょう

保団連女性部
担当副会長 齊藤 みち子

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(日本国憲法第14条)にある通り、性別による差別はあつてはならないことです。

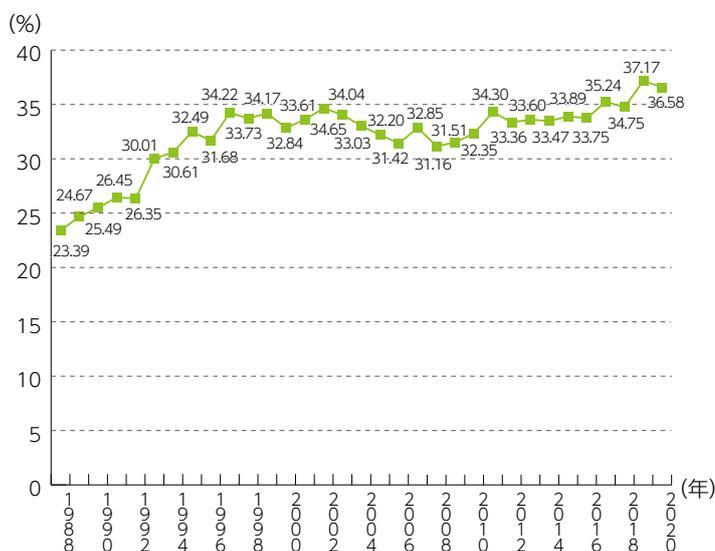
憲法ができて75年になろうとしています。14条は、とりわけ医療界ではあまり実現していません。2018年8月に大問題となった医学部入試での女性差別がその一例です。20年12月に19年、20年の入試結果が文科省より報告されました。男性合格者/女性合格者の比率が1.0より大きい学校が19年、20年とも80校中55校で(13～18年平均では58校)で、相変わらず女性が冷遇されていることを示すものでした。また入学者の女性比率は図に示した通り、19年で37.17%と若干改善されたようには見えますが、20年は36.58%で、横ばいの域を脱していません。その結果、35歳未満の女性医師の比率はOECD33ヶ国中27ヶ国が50%を超

えているというのに、日本は35%あたりであり、33ヶ国中最下位です。入学者女性比率の横ばいは、図で見るとおり1977年ころから始まっており、そのころから入試での女性差別が行われていたと推測できます。

なぜ、このようなことが起こったのか? その理由の一つが医師不足です。医師が足りないため、法に定められた時間外労働の倍以上残業しないと医療が守れない状態です。「男は仕事、女は家庭」との言葉通り、家事育児を配偶者に担ってもらわなければ一人前の医師として働けません。当然、家事育児も担う女性医師はいても困るとの思惑が働きます。その結果、女性の入学が操作されたという訳です。

さまざまな分野でジェンダー平等への動きが活発になっています。医療界が取り残されることがないようにするということは、保団連がめざす「国民の健康を守り、医療従事者を守る」ということにつながります。医療界のジェンダー平等化に向けての運動にぜひ参加して下さい。

図 大学医学部・医科大学入学者の女性比率



文科省 学校基本調査 令和2年より作製



保団連女性医師・歯科医師学習交流会

2020年2月現在、「会」のある協会・医会は、北海道医会、岩手協会、宮城協会、千葉協会、東京協会、神奈川協会、富山協会、愛知協会、三重協会、大阪協会・大阪歯科協会、兵庫協会、徳島協会、福岡歯科協会、熊本協会、鹿児島協会。

傷病や老後への保障で 保険医の生活と経営を支えます

保団連では、傷病による休業に備える休業保障制度、老後に備える保険医年金を運営しています。全国統一の制度なので、都道府県を越える異動でも、継続して加入できます。

また保険医協会・保険医会では、万一来るグループ生命保険を扱っており、これらを合わせて三大共済制度として保険医の生活と経営をサポートしています。

→ 備えやすい掛金で充実の保障

休業保障制度

休業保障制度は、ケガや病気で診療を休んだ時に定額の給付を受けられる制度です



30日分の給付を受けた場合の例

加入時35歳で3口加入の場合
掛金は毎月 **8,400円**

30日分の給付を受けたら…
自宅療養 **54万円**
入院療養 **72万円**

制度のポイント

- ・入院だけでなく、自宅療養期間も給付
- ・再発や後遺症にも、何度でも給付（通算500日）
- ・有給休暇や長期休暇扱いでも給付
- ・他県へ転勤しても加入継続できます
- ・開業したら、増口もできます
- ・脱退時には脱退給付金あり（加入3年以上）

●加入申込資格

1. 加入日現在、加入年齢が60歳未満であること
2. 保険医協会・保険医会の会員であること（ただし京都府保険医協会は取り扱っていません）
3. 保険医であること
4. 一つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16時間以上業務に従事していること
5. 告知日現在、健康であること（現症のある方、服薬中の方、治療中の方は、原則として加入できません）

●掛金は**加入時のまま上がりません**

●**拠出金（保険料）** 加入口数限度：3口

加入年齢	1口	2口	3口
～29歳	2,500円	5,000円	7,500円
30歳～39歳	2,800円	5,600円	8,400円
40歳～49歳	3,000円	6,000円	9,000円
50歳～54歳	3,300円	6,600円	9,900円
55歳～59歳	3,700円	7,400円	11,100円

※加入年齢は加入日現在の満年で計算し、1年未満の端数月が6カ月を超える場合は1歳くり上がります。

※ご加入にあたっては加入申込書及びパンフレットをお取り寄せいただき、詳しい内容をご確認下さい。

運営元 一般社団法人 **全国保険医休業保障共済会**

休保

検索

→ 老後に備えるなら

保険医年金

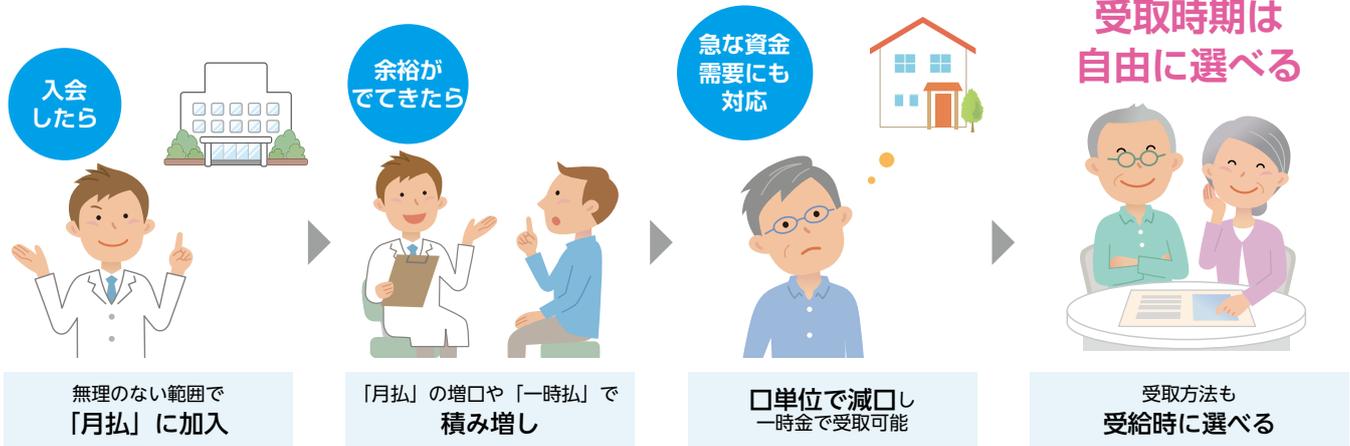
保険医年金は、加入者は全国で5万3千人、積立金は1兆2千億円を超える全国有数の私的年金制度です。



◎ 積み立ても受け取りも自在に設計

毎月コツコツ払い込む「月払」(1口1万円)、まとめて積み増す「一時払」(1口50万円)で、ライフプランに合わせて自在に積み立てられます。急な資金需要による減口(口単位での解約)・脱退(全口解約)でも、解約に伴う手数料等はかかりません。月払掛金払込の一時中断もできます。

また、ご加入時に年金開始時期や受取方法を決める必要はなく、加入後5年を経過すれば、いつでも年金として受け取ることができます(80歳満期)。



予定利率(1.259%)を最低保証

予定利率1.259%で複利運用され、毎年決算時に積立金を確定します。さらに、決算時に配当があれば積立金に上乗せされます。2019年度は0.079%の上乗せがあり、合計で1.338%となりました。

国内生保6社が受託し安定運営

50年以上の運用実績があり、過去に積立金が減額されたことはありません。国内生保6社が共同受託しており、生命保険契約者保護機構(セーフティネット)の対象です。

加入申込資格

保険医協会・保険医会の会員の方
加入日現在、満74歳までの方
(増口の場合は、満79歳まで)

加入口数

月払 1口1万円、通算30口まで
一時払 1口50万円、新規の場合40口まで
(すでに一時払ご加入の方は20口まで)

→ 万が一への備え

グループ保険

万が一の事態に備える生命保険。手ごろな掛金で備えられるようグループ保険(団体定期保険)を実施しています。



グループ保険の内容は、各都道府県によって異なります。詳しくは最寄りの保険医協会・保険医会へお問い合わせください。

出版物のご案内

すぐに役立つ各種テキストを発行

医 医科向け **歯** 歯科向け **医 歯** 医科歯科共通

▶▶ 新規開業医の手引

開業地選択のポイントから、医院建築費用、法律問題、税金対策、スタッフ対策まで、開業を検討する上でのポイントがすべてわかる。開業を考えている勤務医必読の書。

医 歯

B5判 80頁
定価：1,000円

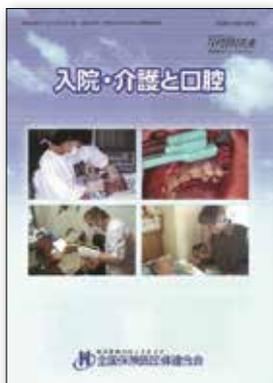


▶▶ 入院・介護と口腔

入院や介護の現場における摂食・嚥下障害など、口腔トラブルやケアの事例と対応を具体的に紹介。口腔管理の重要性が増すなかでの必携の一冊。

医 歯

A4判 14頁
定価：50円



▶▶ 保険診療の手引

診療報酬点数の算定方法を分かりやすく網羅した一冊。オリジナルの図表、一覧表、フローチャートを使って詳しく解説。窓口対応の方法等も掲載した保険診療のバイブル。

医

B5判 1,984頁
定価：6,000円



保険医協会の活動

新規開業を お考えの場合も お気軽にご相談ください

新規開業医講習会

新規開業・開業予定の皆さんを対象に、保険請求、税務、審査などの講習会を開催しています。開業されて間もない会員の経験談も好評です。

税務相談・税理士の紹介

開業前後に役立つ書類提供、税務相談、税理士の紹介などに応じます。

※詳しくは最寄の保険医協会・保険医会にお尋ね下さい。

開業資金の調達

気軽にご利用していただける全国統一の提携融資制度のほか、協会によっては独自の融資制度もあります。また、開業地についての資料提供、ご相談に応じます。

※提携融資制度は一部取り扱っていない協会もあります。

開業時の各種届出

医療法による、厄介な手続き・届出などの相談に応じます。

※その他、医院建築・設計等の斡旋を行っている協会もあります。

※このパンフレットで紹介している出版物は原則として会員向けに作成しており、未入会の先生には販売できない場合がありますので予めご了承下さい。

ホームページのご案内

役立つ情報を配信

ホームページ、YouTubeでもさまざまな情報を発信しています

保団連と多くの保険医協会・保険医会では、ホームページを開設して、さまざまな情報を発信しています。保団連では、ホームページなどを通じて各種の情報を提供中です。



詳しい入会のお問い合わせはこちらをクリック

■ 保団連YouTube公式チャンネル



■ 月刊保団連のページ



■ 新型コロナウイルス対策補助金・慰労金の特設サイト



【個人情報の取り扱いについて】

先生からいただいた個人情報については、問い合わせ等への回答等業務の処理、及び当会の関連業務のご案内の送付に利用させていただきます。

新型コロナウイルス対策の補助金と慰労金など、医療機関で使える制度を案内するなどしています。

いつでも どこでも だれでも 安心して医療が受けられる社会を

政府がすすめる患者、国民の医療や介護の負担増は、とどまることなく続けられています。

このままでは、いつでも どこでも だれでもが安心して医療を受けることができなくなってしまいます。

こうした計画を知らせるために保険医協会・保険医会・保団連は待合室から「みんなでストップ!負担増」の取り組みを広げてきました。2014年からは、「クイズで考える私たちの医療」に取り組み、5回目となった2018年は、8万通にせまるハガキの返信がありました。

ハガキの返信には、高齢者、現役世代、病気の家族をかかえる方々など、世代を超えて負担増への不安の

声が数多く寄せられました。

私たち保険医協会・保険医会、保団連は、「もう、これ以上、患者負担を増やさないでほしい」「誰もがお金の心配なく安心して医療が受けられる社会に」という医師・歯科医師、患者、国民の願いを国会に届けるため、署名活動をはじめ、さまざまな運動に取り組んでいます。

医療・社会保障の充実と医師・歯科医師の経営・生活ならびに権利を守るため、厚生労働省をはじめ各省庁や国会議員、地方自治体、地方議会へも働きかけています。また、マスコミとの医療現場の実態を発信するため、定期的に懇談会を開催しています。

患者と待合室から医療制度について考える「クイズハガキ」の取り組み



患者負担を増やさないことを求める 請願署名とリーフ

保団連・保険医協会・医会の政策を広く知らせ、患者、国民と一緒に医療保障を充実させるためにパンフレット等を発行しています。医療機関の待合室などに置いて、活用していただいています。



診療報酬の大幅引き上げ、患者負担軽減を求める「みんなでストップ!負担増」署名提出集会



#いのちまもる 医療・社会保障を立て直せ! 10.22総行動

保険医協会の活動

勤務医と開業医が連携して「医療崩壊」をくい止めよう!

保団連は、2012年に続き「全国医師ユニオン」の呼びかけに応え、他の医療団体とともに「勤務医労働実態調査2017」に取り組みました。全体で1,800人以上の勤務医から協力をいただくことができました。

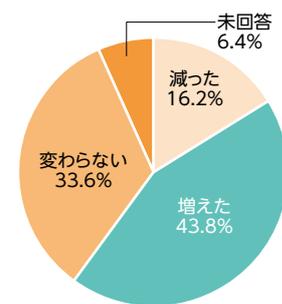
その結果、前回の調査から5年を経過してもなお、長時間労働はほとんど改善されていないことが浮き彫りとなりました。政府の決定した過労死水準を超えるような時間外労働上限など以外の外です。

◎ 勤務医の深刻な実態が浮き彫りに

4割を超える勤務医が「業務負担が増えた」と回答

「あなたの業務負担は、この2年間で変わりましたか?」という問いに対し、「減った」が16.2%であるのに対し、「増えた」が43.8%と回答しています。「増えた」との回答が「減った」の2.5倍近く見られたことは深刻です。

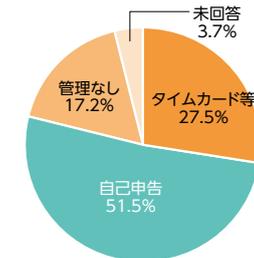
■ 業務負担はこの2年間で変わったか



労働時間の管理について

時間管理に関してはタイムカード等の客観的管理はわずか27.5%と、いまだに多くの医療機関が客観的時間管理を行わずに自己申告に任せている実態が明らかとなりました。特に「管理なし」との回答が17.2%もみられたことは深刻です。これでは、過労死を防ぐことはできません。

■ 労働時間の管理方法



日当直回数、診療時間の増減

この2年間で、「日当直回数」は、「減った」が18.9%、「増えた」が12.3%、「変わらない」54.9%、「未回答」13.9%と改善がみられません。また、「診療時間」は、「減った」が12.3%、「増えた」が30.2%、「変わらない」が48.3%と悪化しています。医療需要の増大に医師の増員が追いついていないことが推測されます。高齢化の進行や医療技術の進歩が、医師の労働強化につながっている可能性も考えられます。

◎ 「当事者の責任追及」と切り離れた医療事故調査制度に

2015年10月より「医療事故調査制度」がはじまりました。保団連は、保険医の人権を守るとともに、WHOドラフトガイドラインにもとづく「医療安全」の実現をもとめ、提言や運動などをすすめてきました。「医療安全管理対策の基礎知識」のテキストに、「医療事故調査制度の概要と留意点」を掲載し、必要な情報を会員に提供しています。

医療安全管理対策の基礎知識

医療安全・院内感染・医薬品・医療機器の安全管理対策のために必要な指針・報告書・マニュアル等の例示を網羅。また、当会のヒヤリハット事例調査結果も紹介。医療事故調査制度の概要も。

医 歯 A4判 251頁 定価：2,000円



各保険医協会・保険医会一覧

(2021年1月現在)

団体名	電話番号	FAX番号	所在地
北海道保険医会	011-231-6281	011-231-6283	060-0042 札幌市中央区大通西 6-6 北海道医師会館 3 F
青森県保険医協会	017-722-5483	017-774-1326	030-0823 青森市橋本 3-15-5 青森県保険医会館内
岩手県保険医協会	019-651-7341	019-651-7374	020-0034 盛岡市盛岡駅前通り 15-19 盛岡フコク生命ビル 8 F
宮城県保険医協会	022-265-1667	022-265-0576	980-0014 仙台市青葉区本町 2-1-29 仙台北町ホンマビル 4 F
秋田県保険医協会	018-832-1651	018-833-6880	010-0001 秋田市中通 2-2-21 秋田フコク生命ビル 2 F
山形県保険医協会	023-642-2838	023-642-2839	990-0043 山形市本町 2-1-2 フコク生命ビル 2 F
福島県保険医協会	024-531-1151	024-531-1153	960-8252 福島市御山字中屋敷 96 番地 福島県保険医会館
茨城県保険医協会	029-823-7930	029-822-1341	300-0038 土浦市大町 12-31
栃木県保険医協会	028-622-0083	028-627-0648	320-0017 宇都宮市戸祭台 29-17
群馬県保険医協会	027-220-1125	027-220-1126	371-0023 前橋市本町 2-15-10 前橋フコク生命ビル 8 F
埼玉県保険医協会	048-824-7130	048-824-7547	330-0074 さいたま市浦和区北浦和 4-2-2 アンリツビル 5 F
千葉県保険医協会	043-248-1617	043-245-1777	260-0031 千葉市中央区新千葉 2-7-2 大宗センタービル 4 F
東京保険医協会	03-5339-3601	03-5339-3449	160-0023 新宿区西新宿 3-2-7 KDX 新宿ビル 4 F
三多摩分室	042-325-1351	042-325-1802	185-0021 国分寺市南町 3-25-9 カメダビル 4 F
東京歯科保険医協会	03-3205-2999	03-3209-9918	169-0075 新宿区高田馬場 1-29-8 いちご高田馬場ビル 6 F
神奈川県保険医協会	045-313-2111	045-313-2113	221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TS プラザビル 2 F
山梨県保険医協会	055-227-5434	055-227-5435	400-0862 甲府市朝気 1-3-26
新潟県保険医協会	025-241-8625	025-241-4959	950-0865 新潟市中央区本馬越 2-17-5
富山県保険医協会	076-442-8000	076-442-3033	930-0004 富山市桜橋通り 6-13 フコクビル 11 F
石川県保険医協会	076-222-5373	076-231-5156	920-0902 金沢市尾張町 2-8-23 太陽生命金沢ビル 8 F
福井県保険医協会	0776-21-1660	0776-21-1649	910-0038 福井市三ツ屋 2-704-1
長野県保険医協会	026-226-0086	026-226-8698	380-0928 長野市若里 1-5-26 長野県保険医会館
岐阜県保険医協会	058-267-0711	058-267-0712	500-8844 岐阜市吉野町 6-14 大樹生命岐阜駅前ビル 6 F
静岡県保険医協会	054-281-6845	054-281-7473	422-8067 静岡市駿河区南町 18-1 サウスポット静岡 8 F
愛知県保険医協会	052-832-1345	052-834-3512	466-8655 名古屋市昭和区妙見町 19-2 愛知県保険医会館内
三重県保険医協会	059-225-1071	059-225-1088	514-0062 津市観音寺町 429-13
滋賀県保険医協会	077-522-1152	077-525-3093	520-0047 大津市浜大津 2-1-36 大津フコク生命ビル 8 F
京都府保険医協会	075-212-8877	075-212-0707	604-8162 京都市中京区丸鳥通蛸薬師上ル七観音町 637 インターワンプレイス烏丸 6 F
京都府歯科保険医協会	075-746-7680	075-746-4711	604-8106 京都市中京区堺町通御池下る丸木材木町 670 番地 1 吉岡御池ビル 2 F
大阪府保険医協会	06-6568-7721	06-6568-2389	556-0021 大阪市浪速区幸町 1-2-33 大阪府保険医会館内 1 F
大阪府歯科保険医協会	06-6568-7731	06-6568-0564	556-0021 大阪市浪速区幸町 1-2-33 大阪府保険医会館内 3 F
兵庫県保険医協会	078-393-1801	078-393-1802	650-0024 神戸市中央区海岸通 1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル 5 F
奈良県保険医協会	0742-33-2553	0742-34-9644	630-8013 奈良市三条大路 2-1-10
和歌山県保険医協会	073-436-3766	073-436-4827	640-8157 和歌山市八番丁 11 番地 日本生命和歌山八番丁ビル 8 F
鳥取県保険医協会	0859-24-3063	0859-24-3066	683-0853 米子市両三柳 877-1 鳥取県保険医会館
島根県保険医協会	0852-25-6250	0852-27-5724	690-0044 松江市浜乃木 4-4-1 久谷ビル 1 F
岡山県保険医協会	086-277-3307	086-277-3371	703-8266 岡山市中区湊 487-1
広島県保険医協会	082-262-5424	082-262-5427	732-0825 広島市南区金屋町 2-15 KDX 広島ビル 4 F
山口県保険医協会	083-973-9630	083-974-5900	754-0026 山口市小郡栄町 1-2 山口県保険医会館内
徳島県保険医協会	088-626-1221	088-623-6754	770-0847 徳島市幸町 1-44 徳島フコク生命ビル 5 F
香川県保険医協会	087-802-1335	087-802-1336	760-0057 高松市旅籠町 14-8 ボヌール旅籠 1 F
愛媛県保険医協会	089-989-2511	089-989-2711	790-0003 松山市三番町 4-7-7 愛媛汽船松山ビル 3 F
高知保険医協会	088-832-5231	088-832-5229	780-8035 高知市河ノ瀬町 41-1 AQUISH ビル 4 F
福岡県保険医協会	092-451-9025	092-451-6642	812-0016 福岡市博多区博多駅南 1-2-3 博多駅前第一ビル 8 F
福岡県歯科保険医協会	092-473-5646	092-473-7182	812-0016 福岡市博多区博多駅南 1-2-3 博多駅前第一ビル 8 F
佐賀県保険医協会	0952-29-1933	0952-23-5218	840-0801 佐賀市駅前中央 1-9-45 大樹生命佐賀駅前ビル 4 F
長崎県保険医協会	095-825-3829	095-825-3893	850-0056 長崎市恵美須町 2-3 フコク生命ビル 2 F
熊本県保険医協会	096-385-3330	096-385-6448	862-0950 熊本市中央区水前寺 6-50-25 中島ビル 4 F
大分県保険医協会	097-568-0066	097-568-1570	870-0951 大分市大字下郡 1602-1 大分県保険医会館 1 F
宮崎県保険医協会	0985-29-9516	0985-29-1256	880-0056 宮崎市神宮東 3-4-21 山本コーポ 1 F
鹿児島県保険医協会	099-254-8662	099-254-8667	890-0056 鹿児島市下荒田 3-44-18 のせビル 3 F
沖縄県保険医協会	098-832-7813	098-832-4482	902-0078 那覇市字識名 1195-1 大城産業ビル 1 F 106 号
全国保険医団体連合会	03-3375-5121	03-3375-1862	151-0053 渋谷区代々木 2-5-5 新宿農協会館内

保団連

検索

検索してみてください。そして私たちを知ってください。
保団連は約10万7千人の医師・歯科医師とともに
より良い医療をめざします。



全国保険医団体連合会 HP <https://hodanren.doc-net.or.jp/>